

## 脳損傷による後遺障害に関する実態調査 Q & A

調査期間を延長したことに伴い、一部修正しました。

〒380-8570

長野市南長野幅下 692 の 2 社会部 commons 福祉チーム内 若年脳損傷支援チーム事務局

TEL 026-235-7114(直通) FAX 026-235-7485

Email: [commons-fukushi@pref.nagano.jp](mailto:commons-fukushi@pref.nagano.jp) 県 HP: <http://www.pref.nagano.jp>

	質 問	回 答( 補 足 説 明 )	
調査対象者について	Q1「脳損傷の後遺障害者」には、どんな方が該当しますか	<p>A1 後天的な理由で脳に損傷を受け、現在も何らかの障害を残しているすべての方が該当します。 (ただし、介護保険受給者は、今回の調査対象とはしません。)</p> <p>【後天的な理由】主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷...交通事故・転落・転倒・労災等</li> <li>・血管障害...脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞等</li> <li>・疾病 ...脳炎・脳腫瘍・糖尿病等</li> <li>・心肺停止...溺水・誤嚥窒息・心筋梗塞・喘息等</li> <li>・中毒 ...ガス・薬物等</li> </ul>	
	<p>Q2- 次の場合は、調査の対象となりますか (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳挫傷したが、植物状態には至らなかった</li> <li>・昏睡後一週間くらいで意識が戻った</li> <li>・意識が戻っているのかどうか、ハッキリしない</li> <li>・植物症(植物状態・遷延性意識障害)と診断されたことはない</li> <li>・高次脳機能障害と診断されたことはない</li> <li>・脳死だと言われた</li> </ul>	<p>A2 後天的な理由で脳を損傷された方はすべて、調査対象です。(介護保険受給者はQ3参照)</p> <p>脳損傷の後遺障害の表れ方は、人によって千差万別です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の意識障害でコミュニケーションが図れない状態の方もいれば、身体障害や知的な障害が主な後遺症の方もいます。</li> <li>・また外見上は目立った障害がないようでも、高次脳機能障害に悩んでいる方もいます。</li> <li>・調査目的の一つは、脳損傷された方の「現在の様子」をお聞きし、状態の改善に向けて、どのような支援が必要かを明らかにすることです。</li> </ul> <p>病名診断や障害認定の有無で区別せず、「後天的な理由で脳を損傷された方、すべて」を調査の対象とします。</p>	
	<p>Q2- 次の認定を受けていますが、あらためて調査に応じる必要はありますか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害と認定されている</li> <li>・重心児(者)と認定され、療育手帳を持っている</li> </ul>		
	Q3 介護保険受給者は調査対象から除くとありますが、何故ですか	<p>A3 - 介護保険適応の年齢以前に脳損傷された方は、調査対象です。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・36 歳で脳血管性疾患により脳損傷、現在 42 歳で介護保険受給中</li> <li>・52 歳で交通事故により脳損傷、現在 65 歳で介護保険受給中</li> </ul>	<p>介護保険を受給する前の一定期間内、相応の支援を受けられなかったことが考えられます。 その期間中の状況をお聞かせください。</p>
	<p>A3 - 介護保険適応年齢での脳損傷者は、今回の調査対象ではありません。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳で心筋梗塞により心肺停止で脳損傷、現在 69 歳で介護保険受給中</li> </ul>	<p>介護保険制度の中で、要介護度に応じて相応の支援を受けていると見なすことができるため、今回は調査対象には含めません。</p>	

調査目的について	Q4 調査をするメリットは何ですか	<p>A4 - 当事者や家族にとって 実情を回答することで、必要な支援を行政に直接訴えることができます。</p> <p>A4 - 医療・福祉の関係者にとって 支援の提供に際して、社会的なニーズを知ることができます。</p> <p>A4 - 行政(県・市町村)にとって それぞれの状態に応じて有効な支援方法を検討していくことができます。 対象者数の概数が明らかになりますので、程度に応じた施策を予算的な裏づけを持って具体化していくことも可能です。</p>	<p>・これまでは、脳損傷後に手厚い医療的ケアが必要な方、コミュニケーションが難しい方、知的な障害を後遺している方、社会的な関係や就労に悩んでいる方等々、それぞれの実態や概数が明らかにされておらず、必要な支援の検討が遅れていました。</p> <p>・特に、療育手帳が発達期における知的障害を要件としていることから、それ以降は取得できないことによる不利、さらに介護保険の狭間にある若年層(若年脳損傷者)は、医療や福祉の関係者からも「制度の谷間で、支援が行き届いていない」という指摘がされてきました。</p> <p>・病名や認定の有無で区別せず、「後天的な理由で脳を損傷された方、すべて」を調査の対象とした調査は、全国的にも今回が初めてです。</p>
	Q5 調査に回答したくない場合は、しなくてもいいですか	<p>A5 調査は強制ではありません。 それを理由として不利益をこうむることは一切ありません。</p>	
調査方法について	Q6 調査があることを、対象家族の人たちにどうやって知らせるのですか	<p>A6 在宅の対象者(通院、通所含む)に、調査実施の情報が十分行き渡るようにするため、 行政等の広報を通じて知らせます 病院・社会福祉施設へ調査票を置きます 調査期間中、地方事務所<b>地域福祉チーム</b>、保健所、市町村役場に調査票を置きます 県ホームページに掲載し、電子メールで回答できるようにします</p>	<p>・これまで実施したことのない範囲の調査なので、市町村の行政担当者や医療・福祉関係者が把握していない在宅の方がいらっしゃる可能性があります。</p> <p>・該当すると思われる方が周囲にいらっしゃる場合は、ご家族にこの調査があることをお知らせください。</p> <p>・調査期間が終了しても、回答を受け付けています。</p>
	Q7 調査に回答したいのですが、調査用紙はどうやって手に入れられるのですか	<p>A7 入院・入所中の方 …ケースワーカー・相談員より 在宅の方 …保健所・地方事務所<b>地域福祉チーム</b>、市町村窓口より その他…県ホームページからもダウンロードや回答が可能です</p>	<p>・調査期間中は、保健所・地方事務所<b>地域福祉チーム</b>・市町村役場に調査用紙が置いてあります。必要な方、該当すると思われる方はお問合せください。</p> <p>・病院、社会福祉施設にもあります ・重複して回答されないようご注意願います。</p>

	Q8 記入したらどこへ出すのですか	A8 専用の返信用封筒(料金受取人払)があります。 記入後は封をして切手を貼らずにそのまま投函してください。	・調査票は郵送回収により、直接 commons 福祉チームへ届き、厳重に保管されます。 ・県ホームページから、長3型の定型封筒に料金受取人払の規定様式をダウンロードして印刷できます。
	Q9 この実態調査後、訪問調査をするとありますが何故実施するのですか	A9 脳損傷の後遺障害は各自相違があるため、実際の様子や、介護されている方の声に直接触れることで、問題を具体的に把握・理解するためです。	・地方事務所、保健所や市町村担当者と一緒に訪問することを予定しています (実施予定時期は、平成18年7月以降)
	Q10 訪問調査を断りたいのですが、どうすればよいのですか  また、訪問して欲しい担当者(県・地方事務所・保健所・市町村)を選ぶことができますか	A10 希望を伺う欄があります。 承諾又は希望されない場合は、その旨お答えください。この場合、住所・氏名等の記入は必要ありません。 また、訪問者の希望は、事前の訪問調整の際にお申し出ください。	・実際の担当者が現状を知らないままでは、現実的な支援策を立案することはできません。 ・圏域ごとの問題点や特に力を入れるべき支援についても把握し、きめ細かな支援へつなげていきます。
	Q11 調査結果の公表はいつ頃ですか	A11 在宅対象者を含めた集計結果の公表は、平成18年10月の見込みです。	
	Q12 プライバシーは守られますか	A12 回答内容は、統計処理及び匿名意見として公表する以外に使用することはありません。	
改善支援について	Q13 脳損傷後遺障害を改善させるために有効な支援があるのですか	A13 次の三点に沿って支援策を具体化することが有効だと考えています  後遺障害の状態を重症化させないための支援  家族等の当事者に対する若年脳損傷に関する適切な情報提供及び医療福祉関係者への理解促進  社会的な関わりを取り戻すための支援	例えば「音楽運動療法」の場合、発症6ヶ月後までに開始すれば、植物症の脱却に大きな効果があることが専門学会等で報告されています。  ご家族等の当事者に適時適切な情報を提供するための相談窓口と医療的ケア・代替医療( )・関係者への情報提供とネットワーク・社会的啓発活動が必要です。  社会との関わりの中で「自分」を取り戻し、意欲的な参加ができるような場所や機会を提供することが、特に高次脳機能障害にとっては重要な支援です。  代替療法・・・伝統医学、心理療法、自然療法、栄養療法、手技療法、運動療法...等々のこと